

★★★ <第35回知的財産翻訳検定試験【第17回英文和訳】> ★★★  
《1級課題 -知財法務実務-》

【問1】

Kamstrup は、審判部が「一体に成形 (cast in one piece)」をプロダクト・バイ・プロセスクレーム要素として解釈したことは誤りであると主張する。プロダクト・バイ・プロセス・クレームとは、ある製品について、少なくともその一部が、「それが製造されるプロセス」によってクレームされるものである。In re Thorpe, 777 F.2d 695, 697 (Fed. Cir. 1985).

プロダクト・バイ・プロセス・クレームによれば、「出願人は、製造されたプロセス以外では定義し難いが特許可能な製品をクレームすることが可能となる。」Id. 「プロダクト・バイ・プロセス・クレームの有効性を判断する際、焦点が合わされるのは製品であり、その製品を製造するプロセスではない。新規なプロセスによって生産されたものであっても、旧来の製品は特許性を有しないという……長年のルールがあるからである」。Greenliant Sys., 692 F.3d at 1268 (引用は省略)

本件を見ると、最初の問題は、審判部が「一体に成型 (cast in one piece)」をプロダクト・バイ・プロセスのクレーム要素であると判断したのは適切であったかどうかである。ここでは、クレームの文言によりプロダクト・バイ・プロセスのクレーム要素であることが確認されている。Amgen, 580 F.3d at 1367 (「その平易な用語によって、当該特許のクレーム1は、プロセスによって限定された製品をクレームしている。」)を参照。本件クレームは、「一体に成型された一つのポリマー構造体」を記述している。'957 patent at 6:40-42. 表面上、そのクレーム要素は、特定の方法で構造体が「成型されている」と記述しているため、プロセスをクレームしている。Greenliant Sys., 692 F.3d at 1264-65 (プロダクト・バイ・プロセスクレーム要素は、ある特定の方法で「形成されている」製品を記載していた)を参照。

Kamstrup は、「クレームの限定事項においてプロセスが記載されているだけで、その限定事項が自動的にプロセスの限定事項に変換されるわけではない」と主張する。Appellant's Br. 31. その通りであるかもしれないが、Kamstrup は、本件において、クレームがプロセスを記載しているという事実を無視すべき理由を説明していない。また、Kamstrup は、前記の用語に対する構造を説明する明細書中の開示を指摘してもいない。その代わりに、Kamstrup は、これがプロダクト・バイ・プロセスのクレーム要素であることをさらに裏付ける、装置の製造工程を論じた開示に依拠している。Id. at 21-23 ('957 特許の 2:6-15 を引用) (強

調を追加) (「流量計は、... 一体のポリマー構造を形成するために単一の工程のみが用いられるので、既存のメーターに比べて少ない工程数で製造することが可能であり、... 流量計の壁の一部が空洞の内部の一部となるような態様で空洞から分離された直線状の流れ部を有する流量計のハウジングは、..... 単一工程で成形することができる.....」) したがって、当裁判所は、審判部が「一体に成型」をプロダクト・バイ・プロセスのクレーム要素であると認定したことに誤りはないと結論する。

## 【問2】

### 本作品の展示

1. 本プラットフォームによる本 NFT サービスの提供について、本ユーザーは、著作権その他該当する知的財産権に基づき、本プラットフォームに対して以下の権利を非独占的に許諾する。

(1) 本作品をデジタル配信可能な態様によりアップロードし、本作品を電気通信を介して公衆に展示する権利

(2) 本作品を本 NFT 購入のために本プラットフォームにおいて展示し、本ユーザーと本スマートコントラクトを締結したユーザーに対して本作品をダウンロード可能にする権利

(3) 本プラットフォームの広告、マーケティング及びプロモーションのために本作品を使用する権利

(4) 本作品に関するコマーシャルその他販促素材を開発し、当該コマーシャルその他販促素材を本プラットフォーム内外において本作品の広告、マーケティング及びプロモーションのために使用する権利

(5) 本作品を本プラットフォームにて展示するための便宜上、本作品の本質的特徴を害しない範囲において、本作品の大きさ、アスペクト比その他形式を変更し、又はその他の変更若しくは改変を行う権利

2. 本ユーザーは、本作品を本プラットフォームにて展示するには、本ユーザーの費用及び責任負担により、対象認定第三者サービスを利用して本作品を「ミント」する必要があること、かついかなる場合においても本プラットフォームは、本作品の「ミント」について何ら責任を負わないこと、を承諾し合意する。

3. 本プラットフォーム、本 NFT サービス及び／又は対象認定第三者サービスにおいて採用されるブロックチェーン、非代替性トークン及び／又はスマートコントラクトに関するいかなる技術も、本作品の不正な複製又は使用を防止しその他制限するよう構成されるものではないこと、かつ本プラットフォームは、本プラットフォームの内外を問わず、本作品の不正な複製又は使用について何ら責任を負わないこと、を承諾し合意する。